

市役所の位置が定まって50年



市役所建設地から武庫川を望む（昭和34年）

「地方自治法第4条第1項の規定に基づき、三田市役所の位置を次のように定める。三田市三輪2丁目1番1号」。この三田市役所の位置を定める条例によって、市役所の位置は定められています。昭和59(1984)年の住居表示変更までの所在地の表示は「三田市三輪710番地」で、今年1月でこの位置に定まって50年となります。

現在の条例は、直接には昭和31(1956)年9月の2町3村の合併で制定された三田町役場の位置を定める条例にさかのぼります。その位置は「有馬郡三田町高次10番地」で旧有馬郡中央公会堂の所在地でした(現在の中央町内で児童公園を経て現在は民有地)。しかし役場の位置については、合併条件に「新町発足と同時に旧三輪町国鉄福知山線以南武庫川までの間に庁舎の建設を行い移転する」と定められており、仮庁舎としての位置づけでした。この条項は昭和32(1957)年7月の相野町との合併時にもそのまま引き継がれたため、庁舎の移転・新築が新しい三田町、そして市制を施行した本市にとって大きな課題でした。

新庁舎のおおよその位置は合併条件に明記されていましたが、具体的な用地の選定に際しては、かつての城下町・郡役所の所在地であった三田地区の中心市街との関係も踏まえた激しい誘致合戦が行われた結果、昭和34(1959)年1月の臨時市議会で現在の位置に決定されました。当時の厳しい財政事情のもとで決め手となったのは、合併条件に合致することのほか、地元から約500坪の用地の寄附申し入れがあったことや、当時の現地は「地価が割安」で残りの用地を買収する上で「財政的負担が少ない」と見込まれたからでした(市史第7巻7・8号資料)。なお条例制定に際して三田地区と市役所との連絡をはかるため、事実上の付帯条件とされたのが本市最初の都市計画街路となる市道古城線(現在は県道黒石三田線の一部など)の建設です。当時の「三輪710番地」付近は、市史第10巻地理編の付図8によると市街をやや離れた水田の一角です。地価に関する認識と共に現在とは隔世の感があります。